

「女性起業家創業資金」のご案内

～新たに事業を始める女性の方、事業を始めて1年未満の女性の方へ～

下野市では、男女共同参画社会の実現のため、また、女性の社会進出や新たな挑戦支援のため、市内でこれから事業を始めようとする女性、又は創業して1年未満の中小企業の女性を対象に融資制度をご用意していますのでご活用ください。

融資を受けられる資格

- ・女性又は法人の代表者が女性であること
- ・市税を完納していること
- ・返済能力が確実であると認められること
- ・栃木県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ・次のいずれかに該当する方
 - ① 同一の業種に5年以上の勤務経験があり、これから営もうとする事業が、その業種における技術又は経験に関連している方
 - ② 法律に定める資格を有し、これから営もうとする事業がその資格に関連している方
 - ③ 市内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満の方
- ・市内に事業所を設置する予定若しくは設置している方

融資の条件

貸付利率

3年以内: 1.3%以内 5年以内: 1.5%以内
7年以内: 1.7%以内

融資限度額

500万円

融資期間

7年以内

償還方法

月割償還 据置期間6カ月以内 繰り上げ償還も可能

信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が全額補助)

その他

償還期間中に据置期間を含む

申し込みに必要な書類

共通書類

- ・融資幹旋依頼書
- ・信用保証依頼書等一式の写し
- ・位置図
- ・融資審査票
- ・個人又は法人の代表者が女性であることを証明する書類
- ・事業開始にあたり許認可が必要な場合は、必要な許可証の写し
- ・その他市長が必要と認める書類
- ・融資依頼書
- ・納税証明書の写し
- ・創業計画書
- ・委任状

設備資金として 利用する場合

- ・設備等設置に関する見積書の写し
- ・カタログ
- ・設計図又は見取図

5年以上の経験で 申請する場合

- ・同一の業種に5年以上勤務したことを証明する書類

有する資格で 申請する場合

- ・資格を有する証書の写し

事業開始1年未満で 申請する場合

- ・個人の場合、個人事業の開業等届出書の写し
- ・法人の場合、法人設立届出書の写し及び商業登記簿謄本

受付及び担保

- ・申込受付：随時（各取扱金融機関）
- ・担保及び連帯保証人：取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の定めるところによる

取扱金融機関

- (株) 足 利 銀 行
 - ・小金井支店 TEL44-1311
 - ・南河内支店 TEL44-4111
 - ・石 橋 支 店 TEL53-1236
- (株) 栃 木 銀 行
 - ・小金井支店 TEL44-8488
 - ・石 橋 支 店 TEL53-1330
- 足利小山信用金庫
 - ・小金井支店 TEL44-5522
 - ・石 橋 支 店 TEL53-1150

問い合わせ先

- 下野市商工観光課
 - 5月2日まで TEL48-2112
 - 5月6日以降 TEL32-8907
- 下野市商工会
 - ・本 所 TEL44-0202
 - ・南河内支所 TEL48-0059
- 石橋商工会 TEL53-0463